

◇ 制度の相關概要図

【業績評価】

《参考資料1》

《PDCAサイクル》

【説明責任】

① 佐世保市

② 地方独立行政法人

④ 議会

中期目標・
中期計画の
議決

法人業務実
績等評価の
聴取
など

12月定例会

提案/議決

中期目標

〔議会の議決 → 法人へ指示〕

指示

◇ 佐世保市総合医療センター
○ 北松中央病院

提案/議決

中期計画

〔議会の議決 → 市長の認可〕

提出/認可

中期計画〔作成〕

3月定例会

年度計画

〔承認〕

承認

年度計画〔作成〕

報告

業務実績評価

〔市長の評価 → 議会へ報告〕

提出/評価

業務実績評価

〔法人（自己）評価〕

10月協議会

財務諸表

〔市長の承認〕

提出/承認

財務諸表

〔作成〕

経営状況報告

〔議会へ報告〕

関与

6月全員協議会

意見

③ 地方独立行政法人 評価委員会

中期目標

中期計画

業務実績等評価

《市長の附属機関》

○ 市長に意見

↓

◇ 市長は意見を踏まえ対応

《中期目標》

- 直接市長から法人に対して指示できる唯一の手段
- 法人の病院運営の基本指針たる位置付け
- 法人による住民サービスは住民の関心事

《中期計画》

- 経営状況は財政負担（長期借入、運営費負担金など）をする市にとっても重大な関心事項
- 住民の日常生活に密接に関連するサービス

《参考資料2》

地方独立行政法人 北松中央病院

第8期中期目標(概要解説)

主要項目の解説

- I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- II 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- III 財務内容の改善に関する事項
- IV その他業務運営に関する重要事項



I 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項(大項目)

1 地域で担うべき医療の提供(中項目)

北松中央病院が地域で提供すべき医療について7項目を目標として掲げています。

(小項目)

- | | |
|------------------|--|
| ● 地域の実情に応じた医療の提供 | ・ <u>地域包括ケアシステムの中で公立病院としての役割を果たすとともに、安全・安心な質の高い医療を提供する。</u> |
| ● 高度・専門医療 | ・佐世保北部地域等において他の医療機関では担うことが困難な内科系疾患における高度・専門医療を提供する。 |
| ● 救急医療 | ・佐世保県北医療圏内における救急医療体制の厳しい現状を踏まえ、初期・二次救急医療を提供する。 |
| ● 生活習慣病(予防)への対応 | ・各種検診を実施し、生活習慣改善指導に努める。
・血液浄化センターにおいて、腎不全患者への対応にあたる。 |
| ● 感染症医療・災害対策 | ・第二種感染症指定医療機関として、感染症診療の中核的役割を果たす。
・地域災害拠点病院として、大規模災害等に備えた体制を維持する。 |
| ● リハビリテーションの充実 | ・入院患者の早期在宅復帰と外来患者の運動機能回復支援のため、リハビリテーションを提供する。 |
| ● 介護保険サービス | ・在宅での介護・治療体制を維持するため、在宅サービス(居宅介護支援等)を提供する。 |

2 医療水準の向上(中項目)

医療従事者等の確保・育成、臨床研究、施設・設備の充実を行うことで、地域の医療水準の向上に貢献します。

(小項目)

- 医療従事者の確保
 - ・引き続き、修学・育成支援策に取り組む。
 - ・医師においては、長崎大学との連携を強化する。
 - ・医療従事者の教育・勤務環境の向上及び福利厚生面の充実を図る。
- 医療従事者の専門性及び医療技術の向上
 - ・研修会・勉強会・学会に参加し、専門知識の修得と技術向上に努める。
- 医療人材の育成
 - ・医師、看護師、薬剤師等の学生に対する臨床研修の場としての役割を果たすよう努める。
- 臨床研究の推進
 - ・積極的に臨床研究に参加し、医療の発展に寄与する。
- 施設・設備の充実
 - ・施設の維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に行う。
 - ・施設の老朽化を踏まえ、長寿命化に加えて将来の病院建替えの要否についても検討する。

3 患者サービスの向上(中項目)

患者の満足度を上げるため、環境整備や患者サービスの向上を図ります。

(小項目)

● 患者満足度の向上・
インフォームドコンセントの徹底

・患者や家族が安心して医療を受けられるような環境を整備する。

・患者に寄り添ったサービスの向上を図る。

・インフォームドコンセントの徹底など、患者中心の医療を実践する。

● 医療安全対策の実施

・院内感染防止対策を確実に実施する。

・医療安全に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策を徹底する。

4 地域医療機関等との連携(中項目)

地域の医療機関等と連携しながら、北松中央病院の役割を果たします。

・地域の医療機関等との連携強化・機能分担を図り、佐世保北部地域等において必要とされる役割を積極的に果たす。

・地域の医療機関等と研修会や研究会を開催するなど、地域の医療水準の向上を図る。

5 市の保健・医療・福祉行政との連携(中項目)

市の施策推進に積極的に協力します。

・保健・医療・福祉の各種関連施策の推進に積極的に協力する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項(大項目)

1 効率的な業務運営と情報公開(中項目)

病院経営を効率的に行うため、経営全体が良い方向に向かうような目標を掲げています。

- ・法人運営体制の機能を強化し、中長期的な経営戦略を立て、効率的な業務運営を行う。
- ・運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組み、病院に対する住民の理解を深める。

2 経営管理人材の育成(中項目)

病院経営をより専門的・戦略的に行うため、事務部門の職員の人材育成について目標を掲げています。

- ・経営管理に携わる職員の専門的な知識と意欲の向上を図るため、計画的な教育・研修に努める。

3 職員満足度の向上(中項目)

病院経営を効率的に行うため、職場環境の向上について目標を掲げています。

- ・職員を適材適所に配置することで効率的な職場を実現し、業務・業績の向上につなげることができる職場環境の整備に努める。

4 DXの推進(中項目)

デジタル技術の活用によりさらなる業務改善・効率化を推進する必要があることから、新たに目標を掲げています。

- ・デジタル技術を積極的に活用し、病院経営の効率化を推進する。

III 財務内容の改善に関する事項(大項目)

1 経営基盤の確立と財務体質の強化(中項目)

公立病院として、地域に密着した医療を安定的に提供するため、健全な経営基盤(財務体質)の強化が必要です。

・収支の状況を迅速かつ的確に把握し、分析したうえで、効率的かつ効果的な病院運営に努め、健全経営を維持する。

2 収益と費用の適正化(中項目)

健全な経営基盤の確立のため、収支における適正性について、収入面・支出面それぞれの目標を掲げています。

(小項目)

- 収益の確保
 - ・診療報酬の改定や法改正等への的確な対応により収益を確保する。
 - ・診療報酬の請求漏れや減点を防止し、未収金の発生予防・早期回収に向けた取組を推進する。
- 費用の適正化
 - ・人件費比率の適正化、医薬品・診療材料・医療機器等の購入方法の見直し、後発医薬品の導入促進など費用の節減に努める。

IV その他業務運営に関する重要事項(大項目)

1 地域医療構想の達成に向けた取組み(中項目)

2025年を目途とする「長崎県地域医療構想」の実現に向けた取組が進められており、その中で北松中央病院が将来担うべき役割についてその目標を掲げたものです。

・長崎県地域医療構想を踏まえ、佐世保県北医療圏内の医療環境の充実に必要な役割を果たすため、将来の医療需要を見据えた役割及び機能を明確にし、地域の医療機関と連携を行う。

2 働き方改革の推進(中項目)

医師の働き方改革を踏まえ、職員の負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備が必要です。

・人員の確保や適切な労務管理を行うとともに、タスクシフト・タスクシェアの推進やICTの活用などにより、全ての職員が働きやすい職場環境を整備する。

3 新興・再興感染症への対策と対応(中項目)

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、新興感染症等の感染拡大時等に適切に対応できる医療体制の整備が必要です。

・第二種感染症指定医療機関として、新興再興感染症等の感染拡大に必要な対策が機動的に講じられるよう、平時から医療体制を整備しておく。

・県、市、市医師会及び地域の医療機関と連携しつつ地域における中心的役割を果たす。

《参考資料3》

地方独立行政法人北松中央病院

第8期中期目標（案）

令和7年●月

佐世保市

地方独立行政法人北松中央病院（以下「北松中央病院」という。）は、平成22年3月31日、佐世保市と北松浦郡江迎町（以下「旧江迎町」という。）の合併に伴い、設置者を旧江迎町から佐世保市へ承継されて今年で16年目となり、第8期目となる新たな中期目標期間を迎える。

現在の佐世保県北医療圏における医療を取り巻く環境は、高齢者の増加に伴う医療需要の増大が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少や医師の高齢化による慢性的な医師不足のほか、看護師等の医療人材不足が顕著となり、医療の需要と供給において大きな課題に直面している。

同様に、救急医療においても、二次救急医療を担う病院の減少や医師の高齢化による医療体制の脆弱化から、輪番制の維持が困難となるなど、安定的な救急医療体制の維持・確保が喫緊の課題となっている。

さらに、「長崎県地域医療構想」や「医師の働き方改革」など変革期にある中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、救急医療をはじめ、地域医療における課題が浮き彫りとなり、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、平時からその体制の構築が求められている。

そのような中、北松中央病院は、地域災害拠点病院、第二種感染症指定医療機関等の機能を有する佐世保北部地域ならびに平戸市、松浦市及び佐々町（以下「佐世保北部地域等」という。）における中核病院としての役割はもとより、佐世保県北医療圏における救急医療体制の維持にも寄与するという重要な役割も担っている。

また、市が目指す「誰もが、いくつになっても健やかに安心して暮らせるまち」の実現に向け、北松中央病院は市と連携し、「地域の救急医療体制の維持・確保」への貢献のほか「佐世保北部地域等における地域完結型医療」の要として、地域の医療機関、介護福祉施設、医師会をはじめとする医療・介護関係者や関係自治体との一体的な取組による良質で適切な医療サービスを提供することが必要である。

北松中央病院は、「高度・専門医療」「救急医療」といった医療サービスを提供することで、佐世保北部地域等における地域の医療水準を高めていく役割を果たしつつ、引き続き、地域の医療を長期的かつ安定的に支えていくことが期待される。

一方、経営においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に見られた受診抑制という住民行動の変化が、5類移行後現在においても続いていることで、収益面への影響が避けられず、健全経営の維持への課題も見られ、また、業務においては、デジタル技術の活用によりさらなる改善・効率化の推進が求められている。

以上のことから、北松中央病院においては、引き続き、健全な病院経営に努めるとともに、公立病院として担うべき医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与することをここに求める。

第1 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

(1) 地域の実情に応じた医療の提供

佐世保北部地域等における人口の減少、高齢化及び疾病構造など、地域医療を取り巻く環境変化に注視しつつ、地域包括ケアシステムの中で公立病院としての役割を果たすとともに、安全・安心な質の高い医療を提供すること。

(2) 高度・専門医療

学会や講演会等に参加し、質の向上に努めるとともに、高度医療の実践に必要な医療機器の更新や整備を計画的に行うなど、佐世保北部地域等において、他の医療機関では担うことが困難な内科系疾患における高度・専門医療を提供すること。

(3) 救急医療

佐世保県北医療圏における救急医療体制の厳しい現状を踏まえ、地域の医療機関及び救急隊との連携により救急搬送を受け入れ、初期・二次救急医療を提供すること。

(4) 生活習慣病（予防）への対応

佐世保北部地域等の生活習慣病等の早期発見と予防のため、各種健診を実施し、生活習慣改善指導に努めること。また、血液浄化センターにおいて、腎不全患者への対応にあたること。

(5) 感染症医療・災害対策

第二種感染症指定医療機関として、関係機関と連携し、佐世保北部地域等における感染症診療の中核的役割を果たすこと。また、地域災害拠点病院として、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、迅速な医療救護活動を実施できる体制を維持するとともに、災害時における事業の継続性を強化するための体制整備に努めること。

(6) リハビリテーションの充実

入院患者の早期の在宅復帰と外来患者の運動機能回復を支援するため、状態に応じたリハビリテーションを提供すること。

(7) 介護保険サービス

在宅での介護や治療を安心して行える体制を維持するため、在宅サービス（居宅介護支援、訪問看護、居宅療養管理指導等）を提供すること。

2 医療水準の向上

(1) 医療従事者の確保

医療従事者の確保にあたっては、引き続き、修学・育成支援策に取り組みつつ、特に医師においては、最大の派遣元である長崎大学との連携を強化すること。併せて、医療従事者の教育・勤務環境の向上及び福利厚生面の充実を図ること。

(2) 医療従事者の専門性及び医療技術の向上

医療従事者は研修会・勉強会・学会に参加し、専門知識の修得と技術の向上に努めること。

(3) 医療人材の育成

医師、看護師、薬剤師等の学生に対する臨床研修の場として役割を果たすよう努めること。

(4) 臨床研究の推進

積極的に臨床研究に参加し、医療の発展に寄与すること。

(5) 施設・設備の充実

質の高い医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、施設の維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に行うこと。また、施設の老朽化に伴う長寿命化に加え、将来の病院建替えの可否についても検討すること。

3 患者サービスの向上

(1) 患者満足度の向上・インフォームドコンセントの徹底

アンケート等により実態等を把握し、必要に応じ改善を加えるなど、患者や家族が安心して医療を受けられるような環境を整備するとともに、患者に寄り添ったサービスの向上を図ること。

また、患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得の上で自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームドコンセントを徹底するなど、患者中心の医療を実践すること。

(2) 医療安全対策の実施

住民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療安全に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

4 地域医療機関等との連携

地域の医療機関との連携強化・機能分担を図り、佐世保北部地域等において必要とされる役割を積極的に果たすこと。

また、地域の医療機関等と研修会や研究会を開催するなど、地域の医療水準の向上を図るとともに、保健・医療・福祉サービスを提供する施設との連携及び協力体制を強化すること。

5 市の保健・医療・福祉行政との連携

佐世保市における保健・医療・福祉の各関連施策の推進にあたり、積極的に協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な業務運営と情報公開

医療を取り巻く環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、法人運営体制の機能を強化し、中長期的な経営戦略を立て、効率的な業務運営を行うこと。また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組み、病院に対する住民の理解を深めること。

2 経営管理人材の育成

経営管理に携わる職員の専門的な知識と意欲の向上を図るため、計画的な教育・研修の充実に努め、質の高い人材を育成すること。

3 職員満足度の向上

職員を適材適所に配置することで効率的な職場を実現し、業務・業績の向上に繋げることができる職場環境の整備に努めること。

4 DXの推進

デジタル技術を積極的に活用し、業務運営の改善・効率化を推進すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立と財務体質の強化

経営状況について収支の状況を迅速かつ的確に把握し、分析したうえで、効率的かつ効果的な病院運営に努め、健全経営を維持すること。また、財務体質の強化策を検討・実行し、病院経営の安定化を図ること。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

診療報酬の改定や法改正等への的確な対応により収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点を防止し、未収金の発生予防・早期回収に向けた取組を推進すること。

(2) 費用の節減

人件費比率の適正化、医薬品・診療材料・医療機器等の購入方法の見直し、後発医薬品の導入促進など費用の節減に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療構想の実現に向けた取組み

長崎県地域医療構想を踏まえ、佐世保県北医療圏内の医療環境の充実に必要な役割を果たすため、将来の医療需要を見据えた役割及び機能を明確にし、地域の医療機関と連携を行うこと。

2 働き方改革の推進

医師の働き方改革を踏まえ、人員の確保や適切な労務管理を行うとともに、タスクシフト・タスクシェアの推進やICTの活用などにより、全ての職員が働きやすい職場環境を整備すること。

3 新興・再興感染症への対策と対応

第二種感染症指定医療機関として、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、平時から医療体制を整備しておくこと。県、市、市医師会及び地域の医療機関と連携しつつ地域における中心的役割を果たすこと。

地方独立行政法人北松中央病院

第 7 期中期目標

令和 4 年 1 2 月

佐世保市

地方独立行政法人北松中央病院（以下「北松中央病院」という。）は、平成２２年３月３１日、佐世保市と北松浦郡江迎町（以下「旧江迎町」という。）の合併に伴い、設置者を旧江迎町から佐世保市へ承継されて今年で１３年目となる。現在、佐世保市北部地域ならびに平戸市、松浦市及び佐々町（以下「佐世保北部地域等」という。）においては、医師の高齢化や後継者不在に伴う診療所の閉鎖、医師をはじめとした医療スタッフの減少など、医療資源が不足しており非常に深刻な状況にある。一方で、当該地域は、心筋梗塞など疾病に伴う死亡率が高いなど、緊急措置を要する患者を受け入れる医療機関の充実の必要性が極めて高いといえる。

こうした中、北松中央病院は、佐世保北部地域等の中核病院としての重責を担っており、周辺の医療資源の状況を見ても、その存在意義は今後さらに大きくなることが予想されることから、必要とされる医療需要に適切に対応できる体制を構築する必要がある。

また、医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、引き続き地域医療構想の実現に向けて取り組み、地域に必要とされる自院の立場を見極めこれを明確にするとともに、佐世保北部地域等の医療崩壊を未然に防ぐ役割を果たさなければならない。

中でも、感染症指定医療機関としては、今般の新型コロナウイルス感染症の発生・拡大を受けて、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、県、市、市医師会など関係機関と連携し、その対応に努めていかなければならない。

また、救急医療については、佐世保北部地域等のみならず、佐世保県北二次医療圏全体を俯瞰した体制維持にも目を向け、地域住民が安心して日々の生活を営めるよう、公立病院としての努めを果たしていく必要がある。さらには、令和６年度から適用される医師の時間外労働の上限規制への対応についても、医師の健康を守る一方で、医療提供体制に支障を及ぼすことがないよう、その体制整備に努めていかなければならない。

以上のことから、北松中央病院に対し、地方独立行政法人制度の特長を生かした、迅速な意思決定・自律的かつ弾力的な経営を行い、地域に必要とされる医療を安定的かつ効果的に提供することをここに求める。

第1 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

(1) 地域の実情に応じた医療の提供

佐世保北部地域等における人口の減少傾向や著しい高齢化及び疾病構造や地域医療の変化を踏まえ、地域住民のニーズに沿って安定した適切な入院・外来の医療を提供するとともに、体制の維持と必要とする医師の確保に努めつつ、安全で安心な質の高い医療を提供すること。

(2) 高度・専門医療

各診療科においては、それぞれが高度で専門的な医療を継続するために、学会や講演会等を受講し、質の向上に努めるとともに、高度医療の実践に必要な医療機器の更新や整備を計画的に行うなど、佐世保北部地域等における他の医療機関では担うことが困難な高度・専門医療を提供すること。

(3) 救急医療

地域の医療機関ならびに救急隊との連携により、地域住民の生命を守るため、できる限りの救急搬送を受け入れ、佐世保北部地域等はもとより佐世保県北医療圏内における救急医療体制の厳しい現状を踏まえ、初期・二次救急医療の提供に努めること。

(4) 生活習慣病（予防）への対応

佐世保北部地域等の生活習慣病等の早期発見と予防のため、各種健診を実施するとともに、生活習慣改善指導に努めること。また、食事療法、運動療法等による健康管理などを行うと同時に、血液浄化センターの機能を活かした透析患者の治療にあたること。

(5) 感染症医療・災害対策

感染症医療については、感染症指定医療機関として関係機関と連携し、佐世保北部地域等における感染症診療の中核的役割を果たすこと。

また、災害拠点病院としての役割を踏まえ、昨今の自然災害からみる大規模な災害や、事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、迅速な医療救護活動を実施できる体制を維持するとともに、災害時における事業の継続性を強化するための体制整備に努めること。

(6) リハビリテーションの充実

入院患者の早期の在宅復帰と外来患者の運動機能回復を支援するため、状態に応じたリハビリテーションの充実に努めること。

(7) 介護保険サービス

在宅での介護や治療を安心して行える体制を維持するため、在宅サービス（居宅介護支援、訪問看護、居宅療養管理指導等）を提供すること。

2 医療水準の向上

(1) 医療従事者の確保

佐世保北部地域等に必要な質の高い医療の提供を維持するため、引き続き医師、看護師をはじめとした医療従事者の確保に努めること。また、修学・育成支援策について検討するとともに、医療従事者の教育体制、診療環境の向上、育児支援等の福利厚生面の充実を図り、魅力ある病院づくりに努めること。

(2) 医療従事者の専門性及び医療技術の向上

医療従事者（事務部門を含む。）においては、関連する研修会・勉強会・学会に参加し、各々の専門知識の修得と技術の向上に努めること。

(3) 医療人材の育成

医師、看護師、薬剤師などの医療系学生に対する臨床研修の場としての役割を果たすよう努めること。

(4) 臨床研究の推進・医療の質の向上

長崎大学等を中心とした研究に参加し、共同研究を行うことにより、その成果の臨床への導入を推進し、医療の発展に寄与すること。

(5) 施設・設備の充実

質の高い医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、施設の維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に行うこと。また、施設の老朽化に伴う長寿命化など、将来を見据えた検討を進めること。

3 患者サービスの向上

(1) 院内環境の快適性向上

患者や来院者に対し、より快適な環境を提供するため、プライバシーの確保等に配慮した院内環境の整備に努めること。

(2) 患者満足度の向上・インフォームドコンセントの徹底

患者に対する満足度調査を定期的実施し、その意見や要望等について速やかに対応するとともに、分析・検討を行い、患者満足度の向上に努めること。

患者を中心とした医療を展開するため、患者自らが医療の方針に合意することが出来るよう、インフォームドコンセント※1の徹底に努めること。

※1 患者が医師から治療法などを十分に知らされたうえで同意すること。

(3) 職員の接遇向上

患者に対して温かく心のこもった職員の接遇・対応の一層の向上に努めること。

(4) 医療安全対策の実施

院内感染防止対策を実施し、患者に信頼される良質な医療を提供すること。また、院内・院外を問わず医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策に努めること。

4 地域医療機関等との連携

(1) 地域医療機関との連携

限られた地域の医療資源の中において、それぞれの機能に応じて適切な役割分担と連携を図り、適切な医療サービスを提供するため、佐世保北部地域等の医療機関との連携の強化・機能分担を図ること。

(2) 地域医療への貢献

地域医療機関等との研修会や研究会を開催するなど、地域医療の質を高めるとともに、質の高い医療の提供が出来る仕組みづくりに努め、地域医療に貢献すること。また、保健・医療・福祉サービスを提供する地域の様々な施設とのネットワーク、連携及び協力体制の強化を図り、佐世保北部地域等において必要とされる役割を積極的に果たすこと。

5 市の施策推進における役割

(1) 市の保健・医療・福祉行政との連携

佐世保市における保健・医療・福祉の各関連施策の推進にあたっては、積極的にこれに協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な業務運営と情報公開

医療環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、法人運営体制の機能を強化し、日頃の業務運営の見直しを行うことにより、より一層の効率的な業務運営体制の確立を図ること。また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

2 事務部門の専門性の向上

病院経営、診療報酬制度など病院特有の事務及び関係法令に精通した職員を確保・育成することにより、専門性の維持及び向上を図ること。

3 職員満足度の向上

職員を適材適所に配置することで、効率的な職場を実現し、業務・業績の向上に繋げることが出来る職場環境の整備に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立と財務体質の強化

公立病院として安定した医療を提供していくため、経常黒字が達成できる経営基盤を維持すること。また、さらなる財務体質の強化策を検討・実行し、病院経営の安定化を図ること。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

医療制度の改正や診療報酬改定等、医療環境の変化に迅速かつ的確に対処することで収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止ならびに未収金の防止対策を講じ、早期回収に努めること。

(2) 費用の節減

人件費比率の適正化、医薬品・診療材料・医療機器等の購入方法の見直し、後発医薬品の導入促進など費用の節減に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療構想の実現に向けた取組み

地域医療構想実現に向けた国及び地域の動向を踏まえ、佐世保県北医療圏内の医療環境の充実に必要な役割を果たすべく、構想の実現に向けて取り組むこと。

2 働き方改革の推進

職員の健康やワーク・ライフ・バランスの確保にむけて、働き方改革に取り組むこと。特に医師の時間外労働規制の適用に当たっては、医師の健康を守る一方で医療提供体制に支障を及ぼすことがないように、その体制整備に努めること。

3 新興・再興感染症への対策と対応

感染症指定医療機関として、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、県から示された施策のもと、市、市医師会と連携しつつ地域における中心的役割を果たすこと。

前 文

地方独立行政法人北松中央病院（以下「北松中央病院」という。）が位置する佐世保北部地域（吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町）ならびに平戸市、松浦市及び佐々町（以下「佐世保北部地域等」という。）では、医師の高齢化や後継者不在に伴う診療所の閉鎖など、医療資源の乏しさは深刻さを増す一方となっている。加えて、佐世保北部地域等には、心筋梗塞、消化管出血など、緊急の措置が必要な患者を受け入れる医療機関の充実の必要性が極めて高い。このため、救急医療については、佐世保北部地域等のみならず、佐世保県北二次医療圏全体を俯瞰した体制維持にも目を向け、地域住民が安心して日々の生活を営めるよう、公立病院として役割を果たし、加えて、新興感染症等の感染拡大時に県、市、市医師会など関係機関と連携し、感染症指定医療機関としての役割も果たさなければならない。

今後、独自に取り組む医師修学資金制度により第 7 期中期計画期間中には、医師を増員する計画であり、これにより救急医療体制の充実が見込まれる。引き続き地方独立行政法人の特長である自主性、自律性を最大限に活用し、佐世保市長から示された中期目標を最大限に達成するために、次のように第 7 期中期計画を定める。

第 1 中期計画の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

第 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域で担うべき医療の提供

（１）地域の実情に応じた医療の提供

佐世保北部地域等の住民の高齢化や地域の診療所などの医療機関の減少に対応するために、医師の確保に努めるなど、必要とされる内科系の入院・外来機能を維持し、地域住民に安定した医療の提供を続ける。

また、外科、整形外科、脳神経外科、脳神経内科の慢性疾患は非常勤医で対応していく。さらに、地域に必要な診療科等の新設に取り組む。

区分	令和 3 年度実績値	令和 7 年度目標値
延入院患者数	22,634 名	36,500 名
入院診療単価	35,346 円	33,000 円
延外来患者数	53,611 名	60,750 名

外来診療単価	17,535 円	16,800 円
病床利用率	43.1%	69.4%
平均在院日数	16.3 日	18.0 日

（２）高度・専門医療

呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科がそれぞれ高度な専門的医療を継続するために、学会や講演会などに参加し研修を行うとともに高度医療の実践に必要な医療機器の更新や整備を行い、医療従事者を含めた病院全体のスキルアップを図る。

【呼吸器内科】

佐世保北部地域等において、呼吸器の専門医を擁する唯一の医療機関として、その指導のもと、死因の上位を占める肺炎やがんの中で死亡率の高い肺がんの診断・治療を中心に診療を行う。

さらに、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の新興感染症発生時には中心的な役割を果たす。

【循環器内科】

佐世保北部地域等における唯一の心臓カテーテル検査・治療ができる施設として、循環器専門医の指導のもと虚血性心疾患の診断・治療を中心に、高血圧や不整脈など循環器疾患の診療を行う。

【消化器内科】

佐世保北部地域等において、消化器内科医、内視鏡医を擁する唯一の医療機関として、緊急の消化管出血の診断・治療にあたりとともに、肝炎や消化器がんの診断・治療を行う。

【腎臓内科】

佐世保北部地域等において、腎臓内科医を擁する唯一の医療機関として、保存期腎不全患者の教育、治療を行い、また、患者が増え続ける地域の透析医療を支える。

区分	令和３年度実績値	令和７年度目標値
MR I 検査装置利用件数	734 件	800 件
C T 検査装置利用件数	3,559 件	3,600 件
血管造影装置利用件数	39 件	140 件
内視鏡検査件数	2,783 件	3,200 件
透析件数	18,160 件	19,200 件

（３）救急医療

地域住民の生命を守るため、できる限り多くの救急搬送を受け入れ、地域で初期・二次医療の完結率の高い救急医療を目指すとともに、三次医療機関への救急患者の集中抑制に貢献する。また、北松中央病院で診断治療困難な症例においては、迅速に二次・三次医療へ繋げる。

区分	令和３年度実績値	令和７年度目標値
救急車搬送受入件数	377 件	520 件

救急外来患者数	1,492 名	2,320 名
時間外外来患者数	1,115 名	1,800 名
2 次医療完結率（救急車搬入中北松中央病院での診療完結率）	94.2%	95.0%

（４）生活習慣病（予防）への対応

佐世保北部地域等の生活習慣病等の早期発見と予防のため、各種健診を実施し、食事、運動の教育、指導、服薬等の生活習慣改善指導に努める。

さらに、合併症としての心筋梗塞や糖尿病性腎症に対応する機能を継続して保持し、血液浄化センターを用いて増加する腎不全患者に対応する。

（５）感染症医療・災害対策

呼吸器感染症を専門とする理事長の指導の下、第二種感染症指定医療機関として、当該感染症の発生状況に応じ、必要な医療提供体制を最大限確保することで、佐世保北部地域等において感染症診療の中核的役割を果たす。なお、2019年の発生以来、許可病床の1/3を使用し診療にあたってきたCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）においては、今後の国の動向を注視しつつ、その対応にあたる。

さらに、災害拠点病院としての役割を果たすため、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源の整備により、必要となる医療救護活動を実施できる体制を維持し、迅速な対応が行えるよう定期的な訓練を行う。

災害発生後においては、早期に診療機能を回復できるよう災害医療BCP（業務継続計画）の確認・見直しを行う。また、災害医療BCPに基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施し、医療救護活動の対応能力と職員の危機管理意識の向上を図る。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
災害医療訓練の回数	1 回	2 回
災害医療研修の回数	2 回	3 回

（６）リハビリテーションの充実

これまで拡充したりハビリ室とスタッフを用いて、継続的に急性期及び回復期リハビリテーションを実施することにより、患者の早期の在宅復帰を支援する体制を維持する。さらに、高次医療機関から回復期リハビリテーションが必要な患者を積極的に受け入れ、在宅への復帰とともに復帰後の外来診療における患者の機能回復を支援する。

また、平成24年度から稼働している佐世保北部地域等で唯一の心臓リハビリセンターを用いて、心筋梗塞後や慢性心不全後、大血管手術後の患者の在宅復帰の支援を行う。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
脳血管疾患（Ⅱ）単位数 ※1	1,427 単位	1,500 単位
廃用症候群単位数 ※1	741 単位	600 単位

運動器（Ⅰ）単位数 ※1	14,116 単位	15,000 単位
心臓血管疾患（Ⅰ）単位数 ※1	2,974 単位	5,000 単位
呼吸器（Ⅰ）単位数 ※1	3,672 単位	4,000 単位
摂食機能療法回数 ※2	1 回	50 回
理学療法士の確保数 ※3	7 名	7 名
作業療法士の確保数	2 名	2 名
言語聴覚士の確保数	1 名	1 名

※1 単位とは、20 分間のリハビリテーション実施単位のことである。

※2 摂食機能療法の 1 回あたりの訓練は 30 分である。

※3 理学療法士の確保数のうち 1 名は、訪問リハビリテーション所属である。

（７）介護保険サービス

周辺地域の住民が、在宅での介護や治療を安心して満足に受けられるよう、地域に必要とされる体制を維持、補完するため、引き続き在宅サービス（居宅介護支援、訪問看護、居宅療養管理指導等）を提供する。

区分	令和 3 年度実績値	令和 7 年度目標値
居宅介護支援事業におけるサービス利用件数	684 件	650 件
訪問看護における訪問件数	4,919 件	4,800 件
MSW相談件数	645 件	720 件

2 医療水準の向上

（１）医療従事者の確保

地域に必要とされる医療を安定的に高い水準で提供するため、優秀な医師、看護師、その他の医療従事者の確保に努める。また、5～10年後の医師、看護師を確保するため、引き続き独自に取り組む医学生、看護学生に対する修学資金制度を活用し、県内高校、予備校、大学医学部、看護学校などに積極的な周知を図り、将来にわたる基盤づくりを行う。さらに限られた医師数で高い診療レベルを維持するためには医師の負担軽減が必要であることから、医師の事務作業や当直業務の軽減とともに併せて看護師についても業務上の負担軽減に努めることで質の高い医療を提供する。

また魅力ある病院を目指し、院内保育所、看護師社宅を活用して育児支援や新たな医療従事者の獲得につながるよう福利厚生の実施や職場環境の改善に努める。

区分	令和 3 年度実績値	令和 7 年度目標値
医師の確保数（常勤医）	9 名	11 名
医師の確保数（非常勤医）※1	1 名	1 名
看護師の確保数	121 名	123 名
准看護師の確保数	8 名	7 名

薬剤師の確保数	2 名	2 名
管理栄養士の確保数	2 名	2 名
診療放射線技師の確保数	7 名	7 名
理学療法士の確保数（再掲）	7 名	7 名
作業療法士の確保数（再掲）	2 名	2 名
言語聴覚士の確保数（再掲）	1 名	1 名
臨床検査技師の確保数	10 名	10 名
臨床工学技士の確保数	2 名	2 名
医学生（修学資金対象者）※2	3 名	4 名
看護学生（奨学金対象者）※2	1 名	2 名
薬学生（奨学金対象者）※2	1 名	1 名
給与費比率	51.7%	55.0%
書類作成の補助	1,473 件	1,600 件
退院時要約作成補助（対象科）	100.0%	100.0%

※1 非常勤医の確保数は常勤医換算による。

※2 それぞれの学生数は修学資金等貸与中の学生の数である。

（２）医療従事者の専門性及び医療技術の向上

医療従事者（事務部門を含む。）は、各々の専門分野において、積極的に関連する研修会・勉強会・学会に参加し、その専門知識の取得と技術の向上に努める。また、病院全体の底上げを図るため職員の専門資格の取得促進に努めるなど、職員の医療技術習得へのサポート体制を強化することにより質の高い医療の提供と効率的な病院経営の両立を目指す。

区分	令和３年度実績値	令和７年度目標値
糖尿病療養指導士	10 名	6 名
ケアマネージャー	5 名	5 名
心臓リハビリテーション指導士	6 名	7 名
内視鏡認定技師	3 名	3 名
心不全療養指導士	2 名	3 名
透析技術認定士	3 名	3 名
BLSインストラクター	3 名	3 名

（３）医療人材の育成

医師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、看護師の臨床研修の場としての役割を担う。

（４）臨床研究の推進・医療の質の向上

臨床研究について、専門グループによる研究・発表などに積極的に取り組み、その専門性を高め、医療の発展に寄与する。

医療の質に関する客観的なデータの収集・分析などを通じて、質の高い医療を提供する。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
臨床研究実施件数	2 件	3 件

(5) 施設・設備の充実

質の高い医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、施設の維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に行う。また、施設の老朽化に伴う長寿命化など、将来を見据えた施設の点検及び改修を行う。

施設整備計画	施設調査
設備整備計画	高額医療機器 その他の医療機器及びソフトウェア等

3 患者サービスの向上

(1) 院内環境の快適性向上

患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、施設の改修及び補修を適宜実施するとともに、病床稼働率などを見ながら一部病床の個室への転換など患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努める。

(2) 患者満足度の向上・インフォームドコンセントの徹底

患者に対する満足度調査を引き続き定期的実施し、満足度の低い項目については、その要因を解析のうえ可能な限り改善等の対応に努める。また、調査の項目については、毎年その内容を吟味検討し、社会環境やニーズの変化などを的確に捉え、より実態に即した項目の調査を行う。

また、患者と医療者の相互理解を深めるため、できる限り文書や映像などを利用したインフォームドコンセントを行う。ただし、医師の時間的負担にならないよう、研修を受講済みのメディカルスタッフが補助的な説明を行うなどの体制を整える。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
患者満足度調査 5段階評価（平均値）	4.25	4.25
満足、まあ満足の割合	74.0%	75.0%以上
やや不満、不満の割合	2.1%	2.0%以下

(3) 職員の接遇向上

温かく心のこもった患者対応ができる職員を育成するため、その接遇・対応能力に関するより一層の向上を目指し、外部講師による院内講演会などを定期的実施する。

(4) 医療安全対策の実施

理事長が委員長を勤める医療安全管理委員会を頂点とした、院内感染対策委員会、リスクマネ

ジメント部会、医薬品安全管理部会、医療機器安全管理部会及び褥瘡対策委員会が活発に活動し啓発を繰り返し行うことで安全な医療を確保していく。

また、発生が懸念されるような医療安全上の問題点については、職員全員が情報を共有し、医療安全管理委員会委員長の指示のもと、未然防止策の検討と運用の改善について組織的に対応していく。

区分	令和３年度実績値	令和７年度目標値
医療安全管理委員会の開催回数	12 回	12 回
院内感染対策委員会の開催回数	12 回	12 回

4 地域医療機関等との連携

（１）地域医療機関との連携

佐世保北部地域等に不足する医療機能を補うため、他の医療機関と連携し、地域に求められる医療体制を維持する。また、佐世保市北部を含む診療圏の医師や医療スタッフへ向けた勉強会の開催などにより医療の質を確保しつつ効率的に提供できる環境を整える。

区分	令和３年度実績値	令和７年度目標値
紹介率	30.5%	40.0%
逆紹介率	51.0%	55.0%
在宅復帰率	89.5%	90.0%

（２）地域医療への貢献

保健・医療・福祉サービスを提供する地域の様々な施設とのネットワーク、連携及び協力体制の強化を図り、地域において必要とされる役割を積極的に果たすため、地域医療機関や福祉施設などと合同の研修会や研究会を開催し、事例検討や情報交換による連携強化を図り、医療の質を高めるとともに、初期救急蘇生法の訓練などを地域住民に対して継続して行う。

5 市の施策推進における役割

（１）市の保健・医療・福祉行政との連携

行政が推進する予防医療の実現に向け、現在まで行ってきた企業健診、がん検診、人間ドックなど継続して取り組む。

区分	令和３年度実績値	令和７年度目標値
成人病健診	589 件	590 件
企業健診	171 件	170 件
一般健診	35 件	40 件

人間ドック	26 件	40 件
がん検診	97 件	100 件

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な業務運営と情報公開

効率的な業務運営のため、毎月開催される理事会で業務運営方針を決定し、決定事項に則した業務が効率的に行えるよう、毎月各部門の責任者が出席する経営戦略会議を開催し、職員全員に周知徹底する。また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組む。

2 事務部門の専門性の向上

医事部門においては、定期的な院内研修、院外研修を行い、診療報酬改定に対応できる専門職員を育成する。また、専門性の高い医療クランクを育成し、医師、看護師の書類作成などの補助を行い、適切な事務処理を効率的に行うとともに医療スタッフの負担の軽減を図る。

3 職員満足度の向上

適材適所に人材を配置することで、適切かつ効率的な業務を実現し、ストレスなく働ける職場環境を整える。また、短時間勤務など職員のニーズにあった勤務形態なども考慮していくなど、職員の満足度の向上と離職防止に努める。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
職員全体の離職率	9.6%	8.0%以下
看護師の離職率	8.4%	10.0%以下
新卒看護師の離職率	0.0%	0.0%

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営基盤の確立と財務体質の強化

公立病院として、安定した医療を提供していくための長期的展望に立って経営基盤を安定させる。また、診療報酬の改定や地域住民の受診行動を把握しながら、迅速な対応と、より効率的な病院運営を追及することで財務体質の強化に努める。

区分	令和3年度実績値	令和7年度目標値
純利益	238,049,261 円	76,733,000 円
純利益率	8.6 %	3.1 %
経常利益	238,379,674 円	77,734,000 円

経常利益率	8.6 %	3.1 %
営業利益	226,840,531 円	65,776,000 円
営業利益率	8.3 %	2.7 %
入院診療単価（再掲）	35,346 円	33,000 円
1 日平均外来患者数	221.5 名	250 名
外来診療単価（再掲）	17,535 円	16,800 円
医師 1 人 1 日あたり医業収益 ※	830,245 円	614,613 円

※医師数を R3 年度は 9 名、R7 年度は 11 名で算出している。

2 収益の確保と費用の節減

（１）収益の確保

収益の確保のためには医師の確保が前提であるが、本計画期間においては、独自の修学資金制度により引き続き医師確保に努めるほか関係機関に働きかけを続けるなど、医師のこれ以上の減員を回避する。また、病床利用率の向上や医療制度、介護制度の改正に的確に対処するために病棟の再編などを積極的に検討する。さらに北松中央病院が保有する資源の有効活用により、収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金対策と早期回収に努める。

区分	令和 3 年度実績値	令和 7 年度目標値
経常収支比率	109.4%	103.1%
営業収支比率	109.1%	102.7%

（２）費用の節減

医薬品・診療材料の購入方法の見直しなどによる医薬品費、診療材料費の抑制をはじめ、不必要な光熱費、水道の節減、雑貨、事務用品の調達方法の見直しなどにより経費を抑制し、より一層の経費節減に努める。

区分	令和 3 年度実績値	令和 7 年度目標値
後発医薬品採用率(数量ベース)	36.3%	40.0%
材料費比率	14.2%	16.8%
医薬品比率	10.2%	11.7%
診療材料費比率	3.6%	4.9%
給与費比率（再掲）	51.7%	55.0%

第 5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療構想の実現に向けた取組み

佐世保県北医療圏において、地域医療構想実現に向けた国及び地域の動向を踏まえ、医療需要

に応じた病床の機能分化と地域に求められる医療体制の構築に努めるなど必要な役割を果たす。病床稼働率等地域の実情について他の医療機関と共通認識を持ち、必要に応じて病床再編を検討する。

2 働き方改革の推進

医療従事者にとって、働きやすい環境を確保するため、長時間労働の改善やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した制度などを構築し、多様なライフスタイルへの対応に取り組む。また、医師、看護師については、業務負担軽減のため、他職種へのタスク・シフティングを推進するなど、医療従事者全体の健康を守りながら、医療供給体制を維持する。

3 新興・再興感染症への対策と対応

感染症が専門の理事長の指導の下、感染症指定医療機関として、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、県から示された施策のもと、市、市医師会と連携しつつ地域における中心的役割を果たす。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和5年度～令和7年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	<u>7,214,363</u>
医業収益	6,273,126
運営費負担金等収益	281,546
補助金等収益	392,531
その他の医業収益	267,160
営業外収益	<u>353,711</u>
運営費負担金等収益	72,229
長期借入金	199,100
その他の営業外収益	82,382
計	<u>7,568,074</u>
支出	
営業費用	<u>6,526,525</u>
医業費用	6,526,525
給与費	4,040,463
材料費	1,188,107
経費	1,268,555
研究研修費	29,400
営業外費用	<u>826,695</u>
建設改良費	369,000
償還金	365,247
その他	92,448
計	<u>7,353,220</u>

※期間中の診療報酬の改定及び物価の変動等は加味していない。

【人件費の見積り】

期間中総額 4,040,463千円を支出する。

なお、当該金額は、職員給料、諸手当、法定福利費及び退職手当に相当するものである。

【運営費負担金の算定ルール】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、地方独立行政法人法の趣旨に沿って定められた基準により決定する。

建設改良費及び長期借入金等元利償還に充当される運営費負担金等については、P／L（損益計算書）上の収益とする。

各事業年度の運営費負担金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 収支計画（令和5年度～令和7年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収入の部	<u>7,427,816</u>
営業収益	<u>7,286,305</u>
医業収益	6,273,126
運営費負担金等収益	97,170
補助金等収益	392,531
資産見返運営費負担金等戻入	184,376
資産見返補助金等戻入	71,942
その他の医業収益	267,160
営業外収益	<u>141,508</u>
運営費負担金等収益	72,229
その他の医業外収益	69,279
臨時利益	<u>3</u>
支出の部	<u>7,304,619</u>
営業費用	<u>7,195,635</u>
給与費	4,045,471
材料費	1,188,107
経費	1,298,748
減価償却費	663,309
営業外費用	<u>105,978</u>
財務費用	30,792
その他の医業外費用	75,186
臨時損失	<u>3,006</u>
純利益	123,197
目的積立金取崩額	15,034
総利益	138,231

※期間中の診療報酬の改定及び物価の変動等は加味していない。

各事業年度の運営費負担金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

3 資金計画（令和5年度～令和7年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金収入	<u>8,983,715</u>
業務活動による収入	<u>7,112,366</u>
診療業務による収入	6,273,126
運営費負担金等による収入	97,170
補助金等による収入	392,531
その他業務活動による収入	349,539
投資活動による収入	<u>256,608</u>
運営費負担金等による収入	256,605
その他投資活動による収入	3
財務活動による収入	<u>199,100</u>
長期借入金による収入	199,100
前期中期目標の期間からの繰越金	<u>1,415,641</u>
資金支出	<u>8,983,715</u>
業務活動による支出	<u>6,601,717</u>
給与費支出	4,040,463
材料費支出	1,188,107
その他業務活動による支出	1,373,147
投資活動による支出	<u>386,256</u>
有形固定資産の取得による支出	369,000
その他投資活動による支出	17,256
財務活動による支出	<u>365,247</u>
長期借入金の返済による支出	365,247
次期中期目標の期間への繰越金	<u>1,630,495</u>

※期間中の診療報酬の改定及び物価の変動等は加味していない。

各事業年度の運営費負担金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額 1 億円

2 想定される短期借入金の発生理由

運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第 9 第 8 に定める財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第 10 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、病院建物の整備、修繕、医療機器等の購入等に充てる。

第 11 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づく方法により算定した額。
- (2) 健康保険法第 85 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項の規定に基づく基準により算定した額。
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）その他の法令等により定める額。
- (4) 前 3 号の規定にかかわらず、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により非課税とされるものを除くものに係る使用料及び手数料の額は、前 3 号の規定により算定した額に、消費税法第 29 条及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 8 3 に規定する消費税率を乗じて得た額を加算した額とする。
- (5) 第 1 号から第 3 号までに規定するもの以外の使用料及び手数料の額は、次の表に定めた額に、前号の消費税率を乗じて得た額（洗濯機使用料を除く。）を加算した額とする。

別表（料金関係）

区 分	単 位	金額（円）
診断書	簡易なもの 1 通につき	2,500
	複雑なもの 1 通につき	5,000
	その他のもの 1 通につき	3,000
証明書	簡易なもの 1 通につき	300
	複雑なもの 1 通につき	1,000
室料差額（医師の指示による入室の場合を除く。）	A 室 1 日につき	5,000
	B 室 1 日につき	4,000
	C 室 1 日につき	3,000
洗濯機使用料	1 回につき	100

備 考

- ① この表に規定する室料差額（医師の指示による入室の場合を除く。）のうち A 室、B 室

及びC室の設備の内容については、病院内に表示するものとする。

② 洗濯機使用料に関しては税込み額とする。

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第12 佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則（平成22年佐世保市規則第28号） で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

医師、コメディカル、事務部門がそれぞれの専門における実績を処遇面に活かされる人事評価システムとして、現在、学会、行政から受ける資格認定に対して評価を行い、給与に反映させることで、職員のモチベーションの維持、向上を図っている。また、地方独立行政法人の特長を活かし、適正に職員を配置することで、業務上の無駄を最小限にすることに努める。

2 施設及び設備に関する計画

病院施設の整備	総額 30 百万円	自己資金
医療機器等の更新	総額 339 百万円	佐世保市長期借入金・自己資金

※1 金額については見込みである。

※2 各事業年度の佐世保市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

3 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、病院建物の整備、修繕、医療機器等の購入等の財源に充てる。

地方独立行政法人北松中央病院

経営強化プラン

(令和 6 年度～令和 9 年度)

令和 6 年 3 月

目次

第1章 はじめに

- 1 経営強化プラン策定の趣旨 1
- 2 計画の対象期間 1

第2章 北松中央病院の概要

- 1 北松中央病院 2

第3章 経営強化プランの内容

- 1 役割・機能の最適化と連携の強化 3
 - (1) 地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能 3
 - (2) 地域包括ケアシステムの維持・拡大に向けた果たすべき役割・機能 4
 - (3) 機能分化・連携強化 4
 - (4) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標 5
 - (5) 一般会計負担の考え方 7
 - (6) 住民の理解のための取組 8
- 2 医師・看護師等の確保と働き方改革 8
 - (1) 医師・看護師等の確保 8
 - (2) 臨床研修医や専攻医の受入れを通じた若手医師の確保 9
 - (3) 医師の働き方改革への対応 9
- 3 経営形態の考え方 10
- 4 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組 10
- 5 施設・設備の最適化 10
 - (1) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制 10
 - (2) デジタル化への対応 10
- 6 経営の効率化等 11
 - (1) 経営指標に係る数値目標 11
 - (2) 目標達成に向けた具体的な取組 11
 - (3) 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画 12
- 7 経営強化プランの公表、点検、評価等 14

第1章 はじめに

1 経営強化プラン策定の趣旨

地方独立行政法人北松中央病院（以下「北松中央病院」という。）は、平成17年に前身である北松浦医師会 北松中央病院から長崎県北松浦郡江迎町の地方独立行政法人の病院に生まれ変わり、平成22年度からは平成の大合併により江迎町が佐世保市に編入されたため、佐世保市の地方独立行政法人の病院として診療をつづけています。

北松中央病院が位置する佐世保市北部地域（吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町）ならびに平戸市、松浦市及び佐々町（以下「佐世保北部地域等」と言う。）では医師の高齢化や後継者不在に伴う診療所の閉鎖など、医療資源の乏しさは深刻さを増す一方となっています。加えて、佐世保市中心部の高度医療機関からは距離があり、佐世保北部地域等における心筋梗塞、消化管出血など、緊急の措置が必要な医療機関の充実の必要性は極めて高い地域です。また、佐世保県北医療圏にある第二種感染症病床2床を活用し、新興感染症等の感染症発生時には指定医療機関として自治体、市医師会など関係機関と連携し役割を果たしていく必要があります。

令和3年度末、総務省は、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、安定した経営の下で必要な医療を提供する役割を継続的に担っていくことができるようにすることを目的とした「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（以下「経営強化ガイドライン」という。）を示しました。

北松中央病院が、佐世保北部地域等の中核的な病院として、地域で必要とされる医療を持続的に提供していくために、経営強化ガイドラインの趣旨を踏まえ、「地方独立行政法人北松中央病院経営強化プラン」（以下「経営強化プラン」という。）を策定します。

2 計画の対象期間 令和6年度から令和9年度まで（4年間）

第2章 北松中央病院の概要

1 北松中央病院

①所在地

佐世保市江迎町赤坂 299 番地

②敷地面積

10,410.01 m²

③延床面積

15,336.48 m²

④診療科目

9 科（内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、腎臓内科、糖尿病・代謝内科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科）

⑤病床数

一般病床 138 床（内、地域包括ケア病床 36 床） 第二種感染症病床 2 床（休床 45 床）
計 185 床

⑥病院理念

・ 生命への畏敬

⑦病院基本方針

- ・ 病院として、地域住民が安全で安心できる医療体制の確立に努める。
- ・ 自らの職務に責任を持ち、常に学習・研鑽に励み、地域医療水準の向上に努める。
- ・ 安定した病院経営に努め、健全で自立した経営基盤を確立する。

第3章 経営強化プランの内容

1 役割・機能の最適化と連携の強化

北松中央病院は、地域の実情に応じた医療の提供として、佐世保北部地域等の住民の高齢化や地域の診療所などの医療機関の減少に対応するために、医師の確保に努めるなど、必要とされる内科系の入院・外来機能を維持し、地域住民に安定した医療の提供を続けます。

(1) 地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能

佐世保市中心部を除けば、診療圏では最大級の病床数を有し、近隣の医療機関の機能低下とともに当院の果たす機能は重要となっています。ただ、佐世保北部地域等全体でも医師不足が顕著であり、実質の診療実績に伴う医師充足率は80%前後で推移しており、今後診療機能を維持するためには医師の拡充が必要不可欠です。また、現在は、外科系救急に対応できない状態が続いていますが、令和5年8月に開催された佐世保市県北区域地域医療構想調整会議に示したように、今後も外科系医療に対応するように医師確保に努めます。

現状でも、診療圏に地理的、診療機能的に機能分担できる医療機関はなく、救急医療、入院医療のみならず、在宅医療、外来診療等を担い、初期診療から中等症の入院医療までの内科的診療の役割（以下の①～④）を担います。また、当院では対応困難な疾患（主に外科的治療の必要な疾患）の患者の地域での回復期病床としての機能を担います。

①高度・専門医療

呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科がそれぞれ高度な専門的医療を継続するために、学会や講演会などに参加し研修を行うとともに高度医療の実践に必要な医療機器の更新や整備を行い、医療従事者を含めた病院全体のスキルアップを図ります。

【呼吸器内科】

佐世保北部地域等において、呼吸器の専門医を擁する唯一の医療機関として、その指導のもと、死因の上位を占める肺炎やがんの中で死亡率の高い肺がんの診断・治療を中心に診療を行います。さらに、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の新興感染症発生時には中心的な役割を果たします。

【循環器内科】

佐世保北部地域等における唯一の心臓カテーテル検査・治療ができる施設として、循環器専門医の指導のもと虚血性心疾患の診断・治療を中心に、高血圧や不整脈など循環器疾患の診療を行います。

【消化器内科】

佐世保北部地域等において、消化器内科医、内視鏡医を擁する唯一の医療機関として、緊急の消化管出血の診断・治療にあたりとともに、肝炎や消化器がんの診断・治療を行います。

【腎臓内科】

佐世保北部地域等において、腎臓内科医を擁する唯一の医療機関として、保存期腎不全患者

の教育、治療を行い、また、患者が増え続ける地域の透析医療を支えます。

②救急医療

地域住民の生命を守るため、できる限り多くの救急搬送を受け入れ、地域で初期・二次医療の完結率の高い救急医療を目指すとともに、三次医療機関への救急患者の集中抑制に貢献する。また、北松中央病院で診断治療困難な症例においては、迅速に二次・三次医療へ繋がります。

③生活習慣病（予防）への対応

佐世保北部地域等の生活習慣病等の早期発見と予防のため、各種健診を実施し、食事、運動の教育、指導、服薬等の生活習慣改善指導に努めます。

さらに、合併症としての心筋梗塞や糖尿病性腎症に対応する機能を継続して保持し、血液浄化センターを用いて増加する腎不全患者に対応します。

④感染症医療・災害医療

呼吸器感染症を専門とする理事長の指導の下、第二種感染症指定医療機関として、当該感染症の発生状況に応じ、必要な医療提供体制を最大限確保することで、佐世保北部地域等において感染症診療の中核的役割を果たします。

さらに、災害拠点病院としての役割を果たすため、大規模な災害や事故の発生に備え、必要となる人的・物的資源の整備により、必要となる医療救護活動を実施できる体制を維持し、迅速な対応が行えるよう定期的な訓練を行います。

災害発生後においては、早期に診療機能を回復できるよう災害医療BCP（業務継続計画）の確認・見直しを行う。また、災害医療BCPに基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施し、医療救護活動の対応能力と職員の危機管理意識の向上を図ります。

（２） 地域包括ケアシステムの維持・拡大に向けた果たすべき役割・機能

地域住民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムにおける役割を果たすため地域の慢性期医療機関や介護施設等との連携強化を行います。

①外来診療機能

かかりつけ医として日常の医療の提供や適切な医療機関の紹介、クリニック等からの依頼による入院受入や精密検査等の実施、救急告示病院として24時間救急医療体制の維持等、適切な医療の提供を行います。

②急性期から回復期までの入院医療

外来、救急医療から入院する患者の急性期および回復期までの入院医療を一般病床および地域包括ケア病床を用いて、疾患の治療に加えて積極的に医療リハビリテーションを提供します。

③在宅復帰支援の充実

在宅復帰支援として、メディカルソーシャルワーカー等の支援と退院調整会議を行い、リハビリテーションスタッフの意見も取り入れながら退院調整を行い、在宅復帰後には訪問看護、訪問リハビリテーションを提供することで地域包括ケアシステムにおける役割を果たします。

（３） 機能分化・連携強化

佐世保北部地域等における救急を含む急性期医療から回復期医療を提供し、地域の中心的医療機関と

して機能し、佐世保市内の救急、入院医療体制の安定に寄与します。当院で対応不可能な外科的疾患等については、診断後に佐世保市中心部の医療機関へと繋げ、回復期を当院が担うことで連携を強化します。

また、佐世保北部地域等にある医療機関とは、互いに距離があり、完全に外来診療機能、急性期入院機能、回復期入院機能の機能分化を図ることは困難であり、地理的特性から、専門的診断治療（抗がん化学療法、透析治療、心臓カテーテル検査治療や内視鏡検査治療を含む）を中心に地域医療機関と連携を強化します。さらに、新たな新興感染症の発生時には佐世保北部地域等にある感染症指定医療機関として、中心的な役割を果たします。

佐世保北部地域等の診療所等の医師や医療スタッフへ向けた勉強会の開催などにより医療の質を確保しつつ効率的に提供できる環境を整えます。

保健・医療・福祉サービスを提供する地域の様々な施設とのネットワーク、連携及び協力体制の強化を図り、地域において必要とされる役割を積極的に果たすため、地域医療機関や福祉施設などと合同の研修会や研究会を開催し、事例検討や情報交換による連携強化を図り、医療の質を高めるとともに、初期救急蘇生法の訓練などを地域住民に対して継続して行います。

ア) 新設・建築等を予定する公立病院 「非該当」

イ) 病床利用率が特に低水準な公立病院

令和3年から始まった新型コロナウイルス感染症に対する病床確保を地域の第二種感染症病床をもつ病院として中心的な役割を果たすために3病棟あるうちの1病棟を使用することで、病床利用の利用率の低下を招いたが、当院が、地域でのほとんどの新型コロナウイルス感染症患者を受けいていたことで、地域全体としては一般救急機能を分担できた。しかしながら、令和5年度以降は新型コロナウイルス感染症の収束とともに、救急受け入れを積極的に行い、また佐世保市中心部からの外科治療後の回復期病床として機能することで、病床利用率を向上させていきます。また、休床している病床に関しては、適切な時期に一般病床から介護医療院等に転換することを検討していきます。

ウ) 経営強化プラン対象期間中に計上黒字化する数値目標の設定が著しく困難な公立病院
「非該当」

(4) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標

北松中央病院が、その果たすべき役割に沿った、質の高い医療機能を十分に発揮するとともに、佐世保北部地域等において他の病院等との連携強化を検証するにあたり、以下の項目ごとに数値目標を設定します。

区分	実績				見込	計画			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
救急車搬送受入件数	582	498	377	503	630	680	680	680	680
救急外来患者数	2,195	1,634	1,492	1,954	1,980	2,180	2,180	2,180	2,180
時間外外来患者数	1,613	1,136	1,115	1,451	1,350	1,500	1,500	1,500	1,500
2次医療完結率（救急車搬入中北松中央病院での診療完結率）	94.0	95.8	94.2	94.0	94.5	95.0	95.0	95.0	95.0

①医療機能に係るもの（介護保険事業含む）

地域包括ケアシステムの推進のためには、適切な医療の提供と在宅復帰の支援が必要なことから、以下の数値目標を設定します。

区分	実績				見込	計画			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
脳血管疾患（Ⅱ）単位数	3,476	3,735	1,427	1,353	2,092	2,000	2,000	2,000	2,000
廃用症候群単位数	1,950	1,881	741	380	894	800	800	800	800
運動器（Ⅰ）単位数	14,321	12,226	14,116	13,383	14,424	15,000	15,000	15,000	15,000
心大血管疾患（Ⅰ）単位	5,323	4,310	2,974	1,893	4,300	5,000	5,000	5,000	5,000
呼吸器（Ⅰ）単位数	5,823	6,000	3,672	3,490	6,088	6,100	6,100	6,100	6,100
摂食機能療法回数	1,181	273	1	17	62	50	50	50	50
訪問看護件数（件）	4,501	4,857	4,919	4,599	3,800	3,960	3,960	3,960	3,960
居宅支援事業におけるサービス利用件数	632	689	684	413	860	840	840	840	840
MSW 相談人数	691	743	645	703	650	660	680	700	720

②医療の質に係るもの

患者に選ばれる病院となるため、医療や看護の質の向上を図る必要があることから、以下の数値目標を設定します。

区分	実績				見込	計画			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
患者満足度（％）	70.3	73.1	74.0	74.5	74.2	75% 以上	75% 以上	75% 以上	75% 以上
在宅復帰率（％）	88.5	87.9	89.5	90.7	88.9	90.0	90.0	90.0	90.0

③連携の強化等に係るもの

佐世保北部地域等の医療機関との連携を強化していくことから、以下の数値目標を設定します。

区分	実績				見込	計画			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
紹介率（％）	38.8	38.8	30.5	33.4	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0
逆紹介率（％）	60.9	60.1	51.0	45.5	65.0	65.0	65.0	65.0	65.0
病床利用率（％）	69.5	58.2	43.1	42.9	48.1	59.0	66.0	69.4	72.9

※病床利用率は稼働病床数 144 床に対する病床利用率

④その他

患者や家族の不安や問題の解決に向けた支援を行うため、以下の数値目標を設定します。

区分	実績				見込	計画			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
医療相談件数（人）	32	22	22	22	16	20	20	20	20

(5) 一般会計負担の考え方

公立病院は、民間医療機関の立地が困難な過疎地域において、一般医療を提供し、救急医療体制を確保するなど、地域医療を確保するために不採算となる医療を担う役割があります。

住民が健康で安心して暮らせるよう医療提供体制を確保する上で、これらの医療の提供が必要であると考えことから、佐世保市から以下の経費について、一般会計において繰り入れされています。

繰出基準

項目	趣旨	総務省の基準	佐世保市の基準
病院の建設改良に要する経費	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	病院の建設改良費（当該病院の建設改良に係る企業債及び国庫（県）補助金等の特定財源を除く。以下同じ。）及び企業債元利償還金（PFI事業に係る割賦負担金を含む。以下に同じ。）のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（建設改良費及び企業債元利償還金等の1/2（ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金等にあつては2/3）を基準とする）	平成14年度債までは1/2 平成15年度債以降は1/3
救急医療の確保に要する経費	救急医療の確保に要する経費について、一般会計が負担するための経費	ア 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定により告示された救急病院又は「救急医療対策の整備事業について」（昭和52年7月6日付け医発第692号）に基づく救命救急センター若しくは小児救急医療拠点病院事業若しくは小児救急医療支援事業を実施する病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額 イ 次に掲げる病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常の診療に必要な施設を上回る施設）の整備（耐震改修を含む。）に要する経費に相当する額 ① 災害拠点病院整備事業実施要綱（平成8年5月10日付け健政発第435号）に基づく災害拠点病院 ② 「医療施設耐震工事等施設整備事業の実施について」（平成12年11月22日付け健政発第1325号）に基づき、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた耐震化を必要とする病院及び土砂災害危険箇所にある病院 ③ 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院等	救急医療の確保については収支不足額 災害備蓄については経費相当額

		ウ 災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料及び薬品等（通常診療に必要な診療用具、診療材料及び薬品等を上回る診療用具、診療材料及び薬品等）の備蓄に要する経費に相当する額	
感染症医療に要する経費	感染症医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費	感染症医療の実施に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	収支不足額若しくは特別交付税上限額
院内保育所の運営に要する経費	院内保育所の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費	病院内保育所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	収支不足額
高度医療に要する経費	高度な医療で採算をとることが困難であっても、公立病院として行わざるをえないものの実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費	高度な医療の実施に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	高度医療機器（1品1億円以上）に係る企業債元利償還金の1/3相当額（平成14年度分まで1/2相当額）
不採算地区中核病院の運営に要する経費	不採算地区に所在する中核的な病院の機能を維持するための経費について、一般会計が負担するための経費	不採算地区に所在する許可病床数が100床以上500床未満（感染症病床を除く。）の病院であって、次のア及びイを満たすものについて、その機能を維持するために特に必要となる経費（3に掲げる経費を除く。）のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 ア 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画（以下「医療計画」という。）において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置付けられていること。 イ へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	－

※令和5年度の地方公営企業繰出金について（令和5年4月3日付け総務副大臣通知）による

（6）住民の理解のための取組

北松中央病院が担う役割・機能や提供する医療への理解促進のため、ホームページ等を積極的に活用するほか、地域住民等を対象とした講演会や研修会などを実施します。

2 医師・看護師等の確保と働き方改革

（1）医師・看護師等の確保

病院を運営していくためには、医師をはじめとする医療スタッフの確保が必須となります。北松中央

病院においては、医師、薬剤師、看護師確保が最重要課題となっていることから、平成22年度から開始した医師修学資金制度、薬剤師奨学金、看護師奨学金を用いて確保を図るとともに、主に医師派遣をいただいている長崎大学との連携を強化してまいります。さらに、医療スタッフの勤務環境の整備など、引き続き医師・看護師等の確保対策に取り組めます。

①医師の派遣受入

現在派遣を受けている長崎大学等と引き続き連携を密にし、医師確保に努めます。

②コメディカルへの理解の促進

中高生など若年層を対象とした病院見学等を通じ、看護への興味・関心を高め、看護職を目指す層の拡大を図ります。また、大学や各種専門学校等からの薬剤師や理学療法士などの臨床実習生の受入れなども積極的に行い、コメディカル職員の確保につなげます。

③勤務環境の整備

医師の勤務環境の改善のため、医師事務作業補助者を配置するほか、子育て中の医師や看護師等の受入環境の改善のため、宿日直業務や夜勤業務の負担軽減を図るなど勤務時間の柔軟化に努めます。

(2) 臨床研修医や専攻医の受入れを通じた若手医師の確保

長崎大学との連携をはかり、研修医の地域研修病院として研修プログラムに参加することを今後も継続します。また、専攻医を受け入れるために、内科専門医プログラムに参加することを継続します。当院の修学生に関しても希望の場合、長崎大学の内科専門医プログラムに参加させ専門医取得を後押ししていきます。

(3) 医師の働き方改革への対応

令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制が適用されることから、地域の労働基準監督署に宿日直許可を得て、宿日直体制を構築してまいります。タイムカード等による労務管理を推進し、臨床研修医・専攻医の受入れなど医師・看護師等の確保の取組を継続するとともに、以下の取組を強化します。

①適切な労務管理の推進

タイムカード等による労務管理を推進し、適切に運用していきます。また、医師においても、時間外勤務が月80時間を超えないように管理してまいります。

②タスクシフト／シェアの推進

医師業務の一部を医師事務作業補助者、看護師、薬剤師など他の医療従事者に移管するタスクシフトについては、業務を精査し、さらに推進します。

③ICTの活用

院外の遠隔画像診断支援サービスの利用により、画像読影の補助を活用していきます。また、勤務時間外においては、院外にいる専門医師との画像共有アプリを用いることで、不必要な時間外の呼び出しを減らしています。

3 経営形態の見直し

「非該当」

4 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

今後策定される第8次長崎県保健医療計画を踏まえ、新たな新興感染症の感染拡大時に備え、感染対策における高度な専門知識や実践力をもつ理事長の指導力のもと、即応病床として稼働していくために職員の教育・実践を行うとともに、あらたに、感染管理認定看護師を育成していきます。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症にて使用した陰圧装置や空気清浄機のほか、3か月分の活動に必要な感染防護具等の備蓄を行います。

5 施設・設備の最適化

(1) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制

佐世保北部地域等の医療サービスの低下を招かないよう、役割・機能を維持しつつ、施設の改修や修理、医療機器の更新について、必要性や採算性、適正な規模等について十分に検討を行い計画的に行います。

医療の質の向上のため、高額医療機器としては令和5年度心カテ装置、内視鏡システムの更新を行いました。

病院の建物の一部については、築35年以上が経過しておりますが、今後周辺人口減少を考え、既存の建物の省エネルギー化、長寿命化のため精査を行い、必要に応じて改修・修理を行います。

電子カルテの標準化はいまだ発展途上ではありますが、電子カルテの標準化プラットフォームが作成されれば、積極的に取り入れ、医療情報の連携を行ってまいります。

区分	実績				見込	計画			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
医療機器整備事業（千円）	35,185	63,824	113,992	86,637	190,000	70,000	50,000	190,000	50,000
長期借入金（千円）	—	—	—	41,800	139,990	39,600	—	150,000	—
主な医療機器等	高周波 焼灼電源 装置	超音波 画像診断 装置	DR撮影 システム	デジタル X線TV システム	血管撮影 装置	一般撮影 装置	生体情報 モニタ	MRI	生化学 自動分析 装置

(2) デジタル化への対応

業務の効率化を推進するためには、デジタル化を図り、以下のような取組みを行います。

今後マイナンバーカードの健康保険証利用を促進するため、患者への丁寧な説明など、継続的に患者への周知を図り、自動受付機によるマイナ保険証の利用の積極的な働きかけを行ってまいります。

さらに、近年、病院がサイバー攻撃の標的とされる事例が増加していることから、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を踏まえ、情報セキュリティ対策を引き続き行います。また、万一に備え、医療情報のバックアップを電子カルテ会社に委託し、オフラインでも確保していきます。

6 経営の効率化等

(1) 経営指標に係る数値目標

公立病院として果たすべき役割を担いつつ、自立した経営基盤を整えるため、収益の改善、費用の適正化を進め、経営の効率化を図ります。

次の指標についての数値目標を定めます。

①収支改善に係るもの

区分	実績				見込	計画			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
経常収支比率（％）	97.7	106.5	109.4	111.7	92.0	96.0	102.0	102.1	102.6
医業収支比率（％）	97.2	85.1	79.8	77.9	84.8	94.3	100.8	101.1	102.0
修正医業収支比率（％）	93.4	80.9	76.0	74.4	81.0	90.9	96.3	97.1	98.0

②収入確保に係るもの

区分	実績				見込	計画			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
1日当たり入院患者数（人）	100.0	83.9	62.0	61.8	69.5	85.0	95.0	100.0	105.0
入院患者1人1日当たり診療収入（円）	31,867	33,663	35,346	37,851	37,334	35,000	35,000	35,000	35,000
1日当たり外来患者数（人）	244.8	228.8	221.5	224.4	226.2	230.0	240.0	250.0	250.0
外来患者1人1日当たり診療収入（円）	15,853	17,209	17,535	17,282	17,645	16,800	16,800	16,800	16,800

③経費削減に係るもの（修正医業収益に対する費用の割合）

区分	実績				見込	計画			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
後発医薬品採用率（％）	37.1	36.0	36.3	33.3	48.2	50.0	50.0	50.0	50.0
薬品費（％）	12.8	12.7	14.6	15.5	14.5	12.3	12.3	12.4	12.4
委託費（％）	6.7	6.9	7.4	7.7	7.9	7.0	6.6	6.4	6.3

④経営の安定性に係るもの

区分	実績				見込	計画			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
医師（常勤）数（人）	9	9	9	9	10	10	11	11	13
医師（常勤換算）数（人）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
看護師数（人）	131	131	129	125	120	123	125	130	130
純資産（資本）の額（百万円）	2,333	2,497	2,735	3,041	2,841	2,764	2,845	2,875	2,905
現金保有残高（百万円）	837	951	1,339	1,555	1,450	1,300	1,300	1,300	1,300
長期借入金残高（百万円）	1,055	932	820	748	783	743	605	634	512

※各年度末時点

(2) 目標達成に向けた具体的な取組み

①役割・機能に的確に対応した体制の整備

佐世保北部地域等における北松中央病院の役割・機能を最大限発揮するため、一般病床と地域包括ケア病床の最適化を図り、急性期から回復期までの医療を担ってまいります。救急医療など急性期医療を担うために、先に述べた医師・看護師等の確保の取組みにより、医師・看護師等を確保し診療体制の強化を図り、理学療法士、作業療法士などをさらに確保することで回復期医療の強化も図ります。

②経営強化を図る体制の整備

経営強化を図る目的で、病床利用率の改善など経営改善に係る検討を行うため、理事長をはじめとする各部門の長による経営戦略会議を引き続き開催します。

(3) 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画

令和6年度から令和9年度までの収支計画を記載します。

①収益的収支(単位：百万円、%)

区分		実績				見込	計画			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
収入	1.医業収益 a	2,309	2,211	1,995	2,013	2,084	2,226	2,424	2,518	2,588
	(1) 料金収入	2,106	1,988	1,740	1,797	1,876	2,025	2,193	2,298	2,366
	(2) その他	203	223	255	216	208	201	231	220	222
	うち他会計負担金	90	109	95	90	93	81	108	99	101
	2.医業外収益	58	606	780	914	207	74	64	61	51
	(1) 他会計負担金	30	31	25	26	25	24	23	22	21
	(2) 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 国（県）補助金	4	553	732	868	164	26	17	15	7
	(4) 長期前受金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) その他	24	22	23	20	18	24	24	24	24
	経常収益(A)	2,367	2,817	2,775	2,927	2,291	2,300	2,488	2,579	2,639
支出	1.医業費用 b	2,376	2,598	2,500	2,585	2,457	2,361	2,404	2,491	2,537
	(1) 職員給与費 c	1,325	1,470	1,410	1,408	1,348	1,319	1,363	1,413	1,441
	(2) 材料費	434	418	388	416	424	387	409	423	432
	(3) 経費	391	480	460	528	459	427	431	449	449
	(4) 減価償却費	226	230	242	233	226	228	201	206	215
	(5) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2.医業外費用	47	47	37	36	34	36	35	34	34
	(1) 支払利息	16	15	14	13	12	10	9	8	7
	(2) その他	31	32	23	23	22	26	26	26	27
	経常費用(B)	2,423	2,645	2,537	2,621	2,491	2,397	2,439	2,525	2,571
	経常損益(A)－(B) (C)	-56	172	238	306	-200	-97	49	54	68
特	1.特別利益(D)	0	1	0	0	0	0	0	0	0

	2.特別損失(E)	0	0	0	0	3	1	1	1	1
	特別損益(D)－(E) (F)	0	1	0	0	-3	-1	-1	-1	-1
純損益(C)+(F)		-56	173	238	306	-203	-98	48	53	67
経常収支比率(A)／(B)×100		97.7	106.5	109.4	111.7	92.0	96.0	102.0	102.1	102.6
医業収支比率 a/b×100		97.2	85.1	79.8	77.9	84.8	94.3	100.8	101.1	102.0
修正医業収支比率		93.4	80.9	76.0	74.4	81.0	90.9	96.3	97.1	98.0

②資本的収支(単位：百万円)

区分		実績				見込	計画			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
収入	1 企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4 他会計借入金	0	0	40	42	150	40	0	150	0
	5 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6 匡（県）補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	0	0	40	42	150	40	0	150	0
	うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計(a)－{(b)+(c)} (A)	0	0	40	42	150	40	0	150	0
支出	1 建設改良費	18	55	58	58	58	31	71	63	63
	2 企業債償還金	66	68	54	56	57	58	59	60	62
	3 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	84	123	112	114	115	89	130	123	125
差引不足額 (B)－(A) (C)		84	123	72	72	-35	49	130	-27	125

③一般会計等からの繰入金の見通し(単位：百万円)

区分	実績				見込	計画			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
収益的収支	(0) 120	(0) 140	(0) 121	(0) 125	(0) 118	(0) 105	(0) 131	(0) 122	(0) 122
資本的収支	(0) 0	(0) 0	(0) 40	(0) 42	(0) 150	(0) 40	(0) 0	(0) 150	(0) 0
合計	(0) 120	(0) 140	(0) 161	(0) 167	(0) 268	(0) 145	(0) 131	(0) 272	(0) 122

(注)

1 ()内は、うち基準外繰入金金額

- 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」（総務副大臣通知）に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金

④各年度における目標数値の見通し

区分	実績				見込	計画			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
入院収益（百万円）	1,167	1,031	800	854	947	1,086	1,214	1,278	1,345
延入院患者数(人)	36,607	30,616	22,634	22,571	25,360	31,025	34,675	36,500	38,430
入院診療単価(円)	31,867	33,663	35,346	37,851	37,334	35,000	35,000	35,000	35,000
1日平均入院患者数(人)	100.0	83.9	62.0	61.8	69.5	85.0	95.0	100.0	105.0
病床利用率(%)	69.5	58.2	43.1	42.9	48.1	59.0	66.0	69.4	72.9
外来収益（百万円）	939	957	940	943	970	939	980	1,021	1,021
延外来患者数(人)	59,250	55,607	53,611	54,539	55,000	55,890	58,320	60,750	60,750
外来診療単価(円)	15,853	17,209	17,535	17,282	17,645	16,800	16,800	16,800	16,800
1日平均外来患者数(人)	244.8	228.8	221.5	224.4	226.2	230.0	240.0	250.0	250.0

※病床利用率は稼働病床数 144 床に対する病床利用率

7 経営強化プランの公表、点検、評価等

経営強化プランの点検・評価・公表につきましては、外部委員で構成する点検評価委員会を設置し、毎年、事業の決算数値が確定した段階で、それぞれ点検と評価を行い、そこでの意見提言を受けて、結果をホームページにて公表します。